

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 7 月 15 日

申請者 <sup>フリガナ</sup>氏名又は名称 ヲウゲンガイシャ シラカワセツビ 有限会社 白川 設備  
 住所 京都府木津川市吐師郷和田2番地  
<sup>フリガナ</sup>代表者氏名 <sup>フリガナ</sup>シラカワ ナラタカ 代表取締役 白川 樹耕  
 電話番号 0774-73-0456  
 FAX番号 0774-73-0832  
 メールアドレス shirakawasetubi@yahoo.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者(選任)解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和3年7月15日

届出者

氏名又は名称 有限会社 白川設備

住 所 京都府木津川市吐師郷和田2番地

代表者氏名 <sup>代表取締役</sup> 白川 檀耕

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の **選任** の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社 白川設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
藤井 孝清	第240334号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和3年7月15日

届出者

氏名又は名称 有限会社 白川設備

住 所 京都府木津川市吐師郷和田2番地

代表者氏名 白川 樞耕

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の **選任** の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社 白川設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
白川 恵子	第277507号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。



第二四〇三三四号

給氷装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

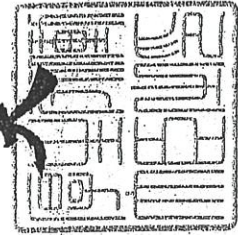
氏名 藤井 孝清

昭和四十七年二月十二日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の  
規定により給氷装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成十九年二月二十日

厚生労働大臣 柳澤 伯 夫



第五百四十四号

第二七七五〇七号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 白川 恵子

昭和三十一年十月十三日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成二十七年一月十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭

